

受理年月日	令和4年12月20日	付託年月日	令和4年12月21日	所管委員会	福祉都市委員会
番 号	4 年 請 願 第 6 号				
件 名	早良区南部へのコミュニティバス導入等について				
請 願 者	早良区野芥六丁目 58-3 住民交通を守る早良南の会 代表 行徳 收司 外 120人 362人 (R5.2.9)				
紹介議員	中山[筆頭]、倉元、堀内、綿貫、山口(湧)、宮浦、荒木、森(あ)				
分割付託	なし				
要 旨	<p>早良区南部においては丘陵地や斜面地等の地形を生かして開発された住宅地が多く、近年高齢化が進み、運転免許証の返納も増える中、生活交通の確保が喫緊かつ重要な課題となっています。</p> <p>しかしながら、事業採算性を優先する民間交通事業者は、バス路線の縮小、廃止を進めており、通勤、通院、通学、買物等にも大きな影響を及ぼしております。また、辛うじてバス路線が残っていても、バス停から高台の住宅地までの距離が長く、高齢者等が徒歩で往来することが困難な事態です。</p> <p>2022年10月からは内野と曲淵間のバス路線が完全に廃止される等、さらなる困難が住民を襲う中、市はタクシー事業者に補助金を出し8人乗り車両を定時で走らせていますが、その料金は決して安価ではなく、高台の地域には路線さえつくられず、引き続き取り残されている状況です。また、国道263号線より東側の野芥、梅林、東入部等の地域からともてらす早良へのアクセスも不便であり、交通手段の充実が求められています。</p> <p>本市には公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例が存在しておりますが、この条例が規定する公共交通空白地や公共交通不便地が実態に十分かみ合っておらず、少なくない交通弱者が放置されています。市内数か所で市が進めている実証実験等は民間事業者と地域住民の共同で交通手段を確保するものですが、住民の自治組織等の活動自体が困難な地域では取り組むすべもありません。今ほど住民の交通手段を確保する自治体の役割が高まっているときはありません。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 近隣自治体に倣い早良区南部地域のさわら台団地、内野陽光台、長峰団地、早良ニュータウン（いずれも通称）等に無料もしくは低料金で市直営のコミュニティバスを走らせること。</li> <li>2. 現在運行されている乗り合いタクシーの料金を引き下げの手だてを取ること。</li> </ol>				
審 査	令和 年 月 日	結 果	委員会		
年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		本会議 令和 年 月 日		

# 早良区南部へのコミュニティバス 導入等を求める請願

令和4年12月20日

住民交通を守る早良南の会

代表/行徳收司 (野芥6丁目58番3号)

早良区南部においては丘陵地や斜面地等の地形を生かして開発された住宅地が多く、近年高齢化が進み、運転免許証の返納も増える中、生活交通の確保が喫緊かつ重要な課題となっています。

しかしながら、事業採算性を優先する民間交通事業者は、バス路線の縮小・廃止を進めており、通勤・通院・通学・買物等にも大きな影響を及ぼしております。また、かろうじてバス路線が残っていても、バス停から高台の住宅地までの距離が長く高齢者等が徒歩で往來することが困難な事態です。

2022年10月からは、内野と曲淵間のバス路線が完全に廃止される等、更なる困難が住民を襲う中、本市はタクシー事業者に補助金を出し8人乗り車輛を定時で走らせていますが、その料金は決して安価ではなく、高台の地域には路線さえつられず、引き続き取り残されている状況です。また、国道<sup>263</sup>26号線より東側の野芥・梅林・東入部等の地域から「ともてらす早良」へのアクセスも不便であり、交通手段の充実が求められています。

本市には「公共交通空白地帯等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」が存在しておりますが、この条例が規定する「交通空白地」や「交通不便地」が実態に十分噛み合っておらず、少なくない交通弱者が放置されています。市内数か所で市が進めている「実証実験」等は民間事業者と地域住民の共同で交通手段を確保するものですが、住民の自治組織等の活動自体が困難な地域では取り組む術もありません。今ほど住民の交通手段を確保する自治体の役割が高まっている時はありません。したがって以下の点を福岡市に求め請願します。

## 請願項目

1. 近隣自治体にならない早良区南部地域の早良台団地、内野陽光台、長峰団地、早良ニュータウン (いずれも通称) 等に無料もしくは低料金で市直営のコミュニティバスを走らせること。
2. 現在運行されている乗り合いタクシーの料金を引き下げる手立てを取ること。

名前	住所
行徳收司	福岡市早良区野芥6丁目58番3号
	他120人

